

## 平成22年度第2次札幌新まちづくり計画事業進行調書(その1)

施策体系コード	1-2-2	1-1-1		事業名	児童クラブなどにおける障がいのある子どもの対応の充実	
担当	子ども未来局子ども育成部子ども企画課 岡本 TEL 211-2982					
全体計画						
事業内容	放課後帰宅しても家庭が留守となる子どものための児童クラブ等において、障がいのある児童を受け入れることができるよう対応の充実を図る。 <b>【事業内容】</b> ・指導員配置の充実(児童クラブ) 国庫補助の加算基準に準じ、障がいのある児童の登録数にかかわらず、必要に応じた指導員を配置できるよう充実する。 ・障がい児加算の充実(民間施設方式児童育成会) 国庫補助の加算基準に準じ、障がい児加算の対象について、障がいのある児童の登録数が2名以上であるものを1名以上へと充実する。 ・指導員配置の充実(学校施設方式児童育成会) 国庫補助基準額を基にした指導員の加配基準について、障がいのある児童の登録数が2名以上であるものを1名以上へと充実する。 ○事業費については計画期間中の指導員配置や加算助成の充実に係る事業費のみ計上する(レベルアップ事業)				＜年度別の事業内容＞	
					<b>【平成19年度】</b> 障がいのある児童の登録数が1名以上で指導員の加配(児童クラブ・学校育成会) 障がいのある児童の登録数が1名以上で助成金の交付(民間育成会)  <b>【平成20年度～】</b> 障がいのある児童の登録数が1名以上で指導員の加配(児童クラブ) 障がいのある児童の登録数が1名以上で助成金の交付(民間育成会)	
事業内容	平成19年度事業内容(決算)		平成20年度事業内容(決算)			
	<b>【合計】75,443千円(うちレベ分22,127千円)</b> ・児童会館児童クラブ 登録数が2名以上の児童クラブ 32か所 登録数が1名の児童クラブ 25か所 ・ミニ児童会館児童クラブ 登録数が2名以上の児童クラブ 11か所 登録数が1名の児童クラブ 6か所 ・民間施設方式児童育成会 登録数が2名以上の育成会 16か所 登録数が1名の育成会 8か所 ・学校施設方式児童育成会 登録数が2名以上の育成会 5か所 登録数が1名の育成会 1か所  ※「登録数」は障がいのある児童の登録数		<b>【合計】89,469千円(うちレベ分22,960千円)</b> ・児童会館児童クラブ 登録数が2名以上の児童クラブ 32か所 登録数が1名の児童クラブ 25か所 ・ミニ児童会館児童クラブ 登録数が2名以上の児童クラブ 19か所 登録数が1名の児童クラブ 6か所 ・民間児童育成会 登録数が2名以上の育成会 17か所 登録数が1名の育成会 12か所  ※「登録数」は障がいのある児童の登録数			
事業規模	平成21年度事業内容(決算)		平成22年度事業内容(予算)			
	<b>【合計】105,231千円(うちレベ分44,977千円)</b> ・児童会館児童クラブ 登録数が2名以上の児童クラブ 32か所 登録数が1名の児童クラブ 25か所 ・ミニ児童会館児童クラブ 登録数が2名以上の児童クラブ 19か所 登録数が1名の児童クラブ 7か所 ・民間児童育成会 登録数が2名以上の育成会 9か所 登録数が1名の育成会 24か所  ※「登録数」は障がいのある児童の登録数		障がい児対応の指導員派遣回数を充実するとともに、児童クラブに障がい児の登録がなく、直接来館のみ利用がある場合にも指導員を派遣する。  <b>【合計】 236,376千円(うちレベ分52,992千円)</b> ・児童会館児童クラブ 登録数が2名以上の児童クラブ 44か所 登録数が1名の児童クラブ 20か所 ・ミニ児童会館児童クラブ 登録数が2名以上の児童クラブ 15か所 登録数が1名の児童クラブ 24か所 ・民間児童育成会 登録数が2名以上の育成会 10か所 登録数が1名の育成会 24か所  ※「登録数」は障がいのある児童の登録数  ※児童クラブに障がい児の登録がなく、直接来館のみ利用がある場合 ・児童会館 5館 ・ミニ児童会館 7館			
事業数等						

## 平成22年度第2次札幌新まちづくり計画事業進行調書(その2)

施策体系コード	1-2-2	1-1-1		事業名	児童クラブなどにおける障がいのある子どもの対応の充実					
達成目標の状況										
項目				18年度末 (現 状)	19年度末 (実 績)	20年度末 (実 績)	21年度末 (実 績)	22年度末 (予 定)	22年度末 (目 標)	
障がいのある児童がいる場合の指導員配置や助成額の充実(障がいのある児童の登録数)				2人以上	1人以上				1人以上 (19年度)	
市民・企業等との協働の状況(市民・企業等の参加、支援、協力の状況)										
<p>■市民との連携、市民参加 障がいのある児童の受入れには、保護者や学校との協力や連携が不可欠であり、積極的にコミュニケーションを図っている。障がいのある児童と健常児との交流活動から、ノーマライゼーションやボランティアの精神を醸成し、将来的に地域コミュニティが高まることを目指す。</p> <p>■企業等との連携・協働 [資金協力](該当なし) [人材協力](該当なし) [情報協力](該当なし) [その他の協力](該当なし)</p> <p>■市民・企業等が参加しやすい環境づくり (該当なし)</p>										
評価(成果)					課題					
<p>国庫補助基準の変更に追随することにより、児童クラブでは指導員を加配し、障がいのある児童が利用する時間や回数を増やすことができるなどの充実が図られた。また、助成金加算の対象となる障がいのある児童の登録人数が2名以上から1名以上になったことで、障がいのある児童の受け入れに前向きな民間児童育成会が増え、障がいのある児童とその保護者にとって、より安全で安心な放課後の居場所を、多く確保することができた。同時に、未来を担う子どもたちにノーマライゼーションの精神を培うことができた。</p>					<p>障がいのある児童の受入れについては、保護者が就労等により不在となるため児童クラブや民間児童育成会を利用する児童が増加している。さらに、健常児との交流を求める保護者の児童会館等に対するニーズも高まっていることから、児童会館やミニ児童会館では、留守家庭児童だけではなく一般来館での利用が多くなっている。特にミニ児童会館は、学校内にあるという利用のしやすさから、障がいのある児童の直接来館数が年々増加している。</p> <p>そのような背景から、障がい児受け入れ施設数の増加に対応するため、指導員配置の充実や助成金加算額の増大により、札幌市の支出増が避けられない状況となっている。</p> <p>また、民間児童育成会への助成金については、国庫補助基準を追随しているところであるが、国庫補助基準のうち、障がいのある児童の受入施策の充実(H19:687,000円⇒H20:1,421,000円⇒H22:1,472,000円)が図られていることから、国庫補助充実の翌年度から一般財源が増大する。</p>					
今後の事業の予定・方向										
<p>障がいのある児童の児童クラブや民間児童育成会の利用に加え、児童会館、ミニ児童会館への一般来館での利用増加に対応し、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが安全・安心に、そして健全に過ごすことができるよう、受入体制を充実させる必要がある。</p>										

## 平成22年度第2次札幌新まちづくり計画事業進行調書(その3) (単位:千円)

施策体系コード	1-2-2	1-1-1	事業名	児童クラブなどにおける障がいのある子どもの対応の充実			
事業費の推移							
項目		19年度	20年度	21年度	22年度	計	
計画	事業費	19,600	19,600	19,600	19,200	78,000	
	財源内訳						
	国・道支出金	8,702	8,702	8,702	8,702	34,808	
	市の債	0	0	0	0	0	
	その他の	0	0	0	0	0	
	一般財源	10,898	10,898	10,898	10,498	43,192	
予算	事業費	19,600	18,200	35,148	52,992	125,940	
	財源内訳						
	国・道支出金	8,702	8,702	22,263	32,209	71,876	
	市の債	0	0	0	0	0	
	その他の	0	0	0	0	0	
	一般財源	10,898	9,498	12,885	20,783	54,064	
実績	事業費	22,127	22,960	44,977	—	90,064	
	財源内訳						
	国・道支出金	8,931	20,368	25,579		54,878	
	市の債	0	0	0		0	
	その他の	0	0	0		0	
	一般財源	13,196	2,592	19,398		35,186	
事業費の進捗率		(H19実績+H20実績+H21実績+H22予算事業費) / (計画事業費)				183.4%	
計画との差異(予算・実績・事業内容・規模・時期等)							
《全体》 平成19年度末に学校施設方式児童育成会がミニ児童会館に一括転換された。							
[19年度] 予算と実績との差については、民間児童育成会の障がい児1名受入れ箇所増と、年度当初2名以上受入れ箇所の障がい児が年度途中で1名になったことによる、既往分からレベルアップ分への振替によるものである。							
[20年度] 平成19年度末に学校施設方式児童育成会がミニ児童会館に一括転換された。							
[21年度] 平成20年度に国の補助基準額が1箇所あたり687千円→1,421千円に変更された。							
[22年度]							